

夜間の安全安心のために!!

# 防犯灯設置を推進します

市では、夜間の安全性確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため、防犯灯を設置したり、町内会等が設置される防犯灯に対して、補助を行っています。

## (1) LED防犯灯設置補助

町内会等によるLED防犯灯の新設及び蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への更新に対し、その設置費の一部を予算の範囲内で市が補助します。

◆補助対象者

町内会およびこれに準ずる団体

◆補助の内容

設置費の1/2を下記の限度額内で補助

◆申請から補助金交付までの流れ

区 分		補助限度額
LED防犯灯の新設	既設柱利用の場合	2万円
	柱を新設する場合	3万5千円
蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への更新		1万5千円

◆その他

既設の蛍光灯防犯灯が破損しLED防犯灯への取り換えが必要な場合や、電柱建替等による移設にあわせてLED防犯灯へ更新される場合も随時受付を行いますので、着工前にご相談ください。

## (2) 市設置防犯灯

小・中学校の通学路で、おおむね100m以内(小・中学校の周囲500m以内の場所は、おおむね50m以内)に街路灯や人家、自動販売機等の照明設備がなく、防犯上必要な場所に予算の範囲内で市が防犯灯を設置します。

◆設置場所

右記の条件に合う公共用地または無償貸借できる民有地

◆維持管理費

電気代・修繕費等は市が負担

◆要望の取りまとめ方法

- ①市から小・中学校へ要望調査
- ②小・中学校はPTA等と調整し市へ申請書を提出
- ③市は現地調査の後、設置箇所を決定し施工

◆設置後、住宅が建つなど基準に合わない場合、防犯灯を撤去する場合があります。

おたすね / 防災安全課 ☎216548

## 出雲市太陽光発電設備等導入補助金のご案内

市内において再生可能エネルギーに係る設備を導入する市民の皆さまに対し、令和2年度も下表のとおり設備費用の一部を補助します。

補助対象となる設備	補助金額
1. 住宅用太陽光発電設備	設備の最大出力が10kW未満のもの 太陽電池の最大出力1kWあたり1万円(ただし4万円が上限)
2. 蓄電池設備	上記1の要件を満たした住宅用太陽光発電設備と <b>同時に設備を設置</b> し、蓄電容量が1kWh以上のもの 設置費用の全額(ただし10万円が上限)
3. 太陽熱利用設備(ソーラーシステム)	太陽熱を給湯または冷暖房に利用する設備で、集熱器と貯湯部分が離れているもの 設置費用の1/2以内(ただし30万円が上限)
4. 林地残材の集積装置	①集積装置本体 ②集積装置本体と付属品のセット ③ロープと滑車のセット 購入費用の1/2以内(ただし30万円が上限)

※補助要件等の詳細、補助金額や各種様式については、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

また、3、4は市内事業所も対象になります。

おたすね / 産業政策課 ☎21-6549

## 戦没者等のご遺族のみなさまへ

# 第十一回特別弔慰金が支給されます

### 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日（令和2年4月1日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。
4. 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（おい、めい等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### 請求に必要なもの

- ・特別弔慰金請求書
  - ・印鑑等届出書
  - ・現況等についての申立書
  - ・請求者の戸籍抄本（令和2年4月1日時点の状況が分かるもの）
  - ・印鑑（認印）
  - ・本人確認資料（運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等）
- ※その他の戸籍謄本等が必要な場合があります。詳しくは市役所窓口でご相談ください。

市役所窓口にあります。

### 請求の受付場所

福祉推進課および各行政センター市民サービス課

### 請求期間

令和2年(2020)4月1日～令和5年(2023)3月31日

### 支給内容

額面25万円(5年償還の記名国債)

### おたずね

- |           |         |          |             |
|-----------|---------|----------|-------------|
| ◆本        | 庁 福祉推進課 | ☎21-6694 | FAX 21-6598 |
| ◆平田行政センター | 市民サービス課 | ☎63-5567 | FAX 62-4369 |
| ◆佐田行政センター | 市民サービス課 | ☎84-0118 | FAX 84-0579 |
| ◆多伎行政センター | 市民サービス課 | ☎86-3116 | FAX 86-3561 |
| ◆湖陵行政センター | 市民サービス課 | ☎43-1214 | FAX 43-1433 |
| ◆大社行政センター | 市民サービス課 | ☎53-3116 | FAX 53-4493 |
| ◆斐川行政センター | 市民サービス課 | ☎73-9110 | FAX 73-9119 |

## 手話をやってみよう！

今月は、「おはよう」です。  
ぜひやってみてください！

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も公開しています。「出雲市 YouTube」で検索してください。

こめかみにあてた  
右手のこぶしを  
下におろす  
(枕から起きる様子を  
表しています)



おたずね／福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598